

**「北九州市空き家等面的対策拡大実施協議会」
参加事業者追加募集要項に関するよくある質問と回答**

質問項目	質問内容詳細	回答
1	参加資格（市外業者）について	北九州市内に本社、支店、営業所など市内に拠点がない場合は参加できません。
2	参加資格（会員が団体の場合）について	<p>所属する団体が「拡大実施協議会」の会員となっています。団体に所属する企業として、北九州市空き家等面的対策推進事業に参加できますか。</p> <p>所属する団体が拡大実施協議会の会員になっている場合は、その団体に所属する企業として、北九州市空き家等面的対策推進事業に参加いただけます。</p> <p>会員の役割については、「添付資料③」をご確認ください。</p> <p>団体に所属する企業として事業に参加される場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業として、市内において、過去3年以内に「空き家」及び「空き地」を買い取って新たに住宅等を建設して又は空き家をリノベーションして販売するなどの事業を実施した実績がある ・北九州市内に本社、支店、営業所がある <p>等の要件が必要となります。</p>
3	参加資格（実績）について	<p>今回設置する拡大実施協議会の参加資格における「空き家」については、住宅の建物1棟すべてが空いている状況のものを想定しております。</p> <p>分譲マンション一室の場合は、今回の協議会では「空き家」ではなく「空き室」と考えるため、対象外となります。</p>

4	参加資格（条件） について	宅建業者でないと参加できないということはありませんか。	宅地建物取引業法の免許の有無については、参加資格の条件に しておりません。
---	------------------	-----------------------------	--